

別表 1

対象経費	補助率及び補助金上限額
間接補助事業者が、本要綱及び実施要領に基づいて行う事業に要する経費（以下「間接補助事業費」という。）に対し、補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費とする。	1 事業実施主体当たりの補助金上限額は、1 受益農業者当たり 3,000 万円／年度（事業区分 4（1）のうち、実施要領別表 7－2 の区分①、②及び③を整備する受益者に限り、3,900 万円／年度）として全ての受益農業者分を合計した額とする。 ただし事業区分 2 のうち早急に整備が必要と特に知事が認める事業実施主体については、補助金上限額の別枠とする。 また、事業区分 4 の（1）に取り組む場合、実施要領別表 7－2 区分④について、さが園芸 888 運動園芸団地構想策定要領（令和 5 年 6 月 23 日付園農第 649 号）に基づき、農林水産部長に承認された園芸団地構想に定める 1 地区当たり 1,000 万円を上限の別枠とする。 なお、井戸の整備については、1 基当たり補助金上限額 100 万円とする。
事業区分	－
1 ステップアップ 経営者育成対策	対象経費の 5／6 以内、又は間接補助事業費の 1／2 以内のいずれか低い額とする。 ただし、実施要領別表 7－1 区分③のうち「根域制限栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 5／6 以内、又は間接補助事業費から 120 万円／10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 109.1 万円／10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1／2 以内のいずれか低い額とする。 また、実施要領別表 7－1 区分③のうち「V 字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 5／6 以内、又は間接補助事業費から 80 万円／10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 72.8 万円／10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1／2 以内のいずれか低い額とする。
2 新規就農者育成 対策	対象経費の 5／6 以内、又は間接補助事業費の 1／2 以内のいずれか低い額とする。 ただし、実施要領別表 7－1 区分③のうち「根域制限栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 5／6 以内、又は間接補助事業費から 120 万円／10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 109.1 万円／10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1／2 以内のいずれか低い額とする。 また、実施要領別表 7－1 区分③のうち「V 字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 5／6 以内、又は間接補助事業費から 80 万円／10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 72.8 万円／10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1／2 以内のいずれか低い額とする。 なお、実施要領別表 7－1 区分⑨のうち「営農開始に必要な生産資材等」については、1 受益農業者当たり補助金上限額 100 万円とする。 また、早急に整備が必要と特に知事が認める場合に、低コスト耐候性ハウス（※）の整備に限り、対象経費から間接補助事業費の 1／2（国庫要望額。千円未満切り捨て）を減じた額の 4／5 以内、又は間

	接補助事業費の1/2（国庫要望額以内。千円未満切り捨て）に間接補助事業費の1/5（千円未満切り捨て。1 受益者当たり上限額 3,000 万円）を加えた額以内のいずれか低い額とする。 ただし、当該受益者が実施要領別表 7－1 区分⑨のうち「営農開始に必要な生産資材等」を導入する場合は、対象経費の5/6 以内、又は間接補助事業費の1/2 以内のいずれか低い額（1 受益農業者当たりの補助金上限額 100 万円）とし、かつ低コスト耐候性ハウス整備にかかる間接補助事業費の1/5 をあわせて 3,000 万円／年度を上限とする。 ※産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。) 共通 2 に定める低コスト耐候性ハウス
3 経営基盤強化対策	対象経費の 10/13 以内、又は間接補助事業費の 1/3 以内のいずれか低い額とする。 ただし、実施要領別表 7－1 の区分⑩、未来につながるが中山間プロジェクト推進要綱（令和 5 年 3 月 28 日付農企第 1563 号。以下同じ。）に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 に規定する対象地域内のうち、市町内（※ 1）に存在する協定農用地（※ 2）の標高以上に位置する田・畑。以下同じ。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等については、対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額とする。 なお、中山間地域等の農用地とそれ以外の農用地を受益とし、当該農用地で一体的に利用する機械を整備する場合であって、その受益面積の過半が中山間地域等の農用地である場合も、ただし書きによる補助率を適用する。 ※ 1）令和 5 年 4 月 1 日時点の市町 ※ 2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地に限る） また、実施要領別表 7－1 区分③のうち「V 字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 10/13 以内、又は間接補助事業費から 110.8 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 100.8 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1/3 以内のいずれか低い額とする。 未来につながるが中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等に整備する場合は、対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費から 80 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 72.8 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 1/2 以内のいずれか低い額とする。
4 園芸産地育成対策 (1)園芸団地整備対策 (2)効率的な露地野菜集出荷対策	対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額とする。 なお、(1)のうち実施要領別表 7－2 の区分①、②、③及び④のうち農機具格納庫、受電設備等については、対象経費の 13/15 以内、又は間接補助事業費の 13/20 以内のいずれか低い額とする。 ただし、実施要領別表 7－2 区分③のうち「根域制限栽培施設」を

	整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 13/15 以内、又は間接補助事業費から 96 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 87.3 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 13/20 以内のいずれか低い額とする。 また、実施要領別表 7－2 区分③のうち「V 字ジョイント栽培施設」を整備する場合において果樹経営支援対策事業（国庫）で対象となる場合については、対象経費の 13/15 以内、又は間接補助事業費から 64 万円/10a（間接補助事業者が第 3 条 2 の消費税相当額の減額を行う場合は 58.2 万円/10a）に受益面積を乗じた額を除いた額の 13/20 以内のいずれか低い額とする。 また、（2）においては、対象経費の 5/6 以内、又は間接補助事業費の 1/2 以内であって、受益面積 1 ha 当たり 300 万円又は 1 集荷システム整備計画当たり 3,000 万円のいずれか低い額とする。
--	--

（注）補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。

(様式第 1 号)

番
〇〇 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町)の長 氏 名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおりさが園芸 888 整備支援事業を実施したいので、さが園芸 888 整備支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさが園芸 888 整備支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的